

第三十八回国 参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日) 午前十時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
山本伊三郎君

委員

大泉 寛三君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴園 哲夫君
田畑 金光君
辻 政信君

國務大臣 椎名悦三郎君
通商産業大臣 木暮武太夫君
運輸大臣 小澤佐重喜君
國務大臣 山口 西君

行政管理局長 樋詰 誠明君
通商産業大臣官房長 藤田 繁樹君
通商産業省 伊藤 繁樹君
通商産業省 石炭局長 今井 博君
運輸大臣官房長 辻 章男君
運輸省船員局長 吉行市太郎君

運輸省港湾局長 中道 峰夫君
運輸省自 國友 弘康君
運輸省觀光局長 津上 毅一君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。政府側出席の方は、木暮運輸大臣、小澤行政管理局長、山口行政管理局長、辻運輸大臣官房長、吉行船員局長、中道港湾局長、津上觀光局長、國友自動車局長でございます。

○伊藤頼道君 運輸大臣に二、三の審議会に関連してお伺いしたいと思っております。

まず、自動車審議会の委員が二十名となっておりますが、これの一体出席状況はどうなっておりますか、こまかいことは御存じないと思いますが、大綱でけっこうです。いいとか悪いとかいう程度でけっこうです。
○國務大臣(木暮武太夫君) 自動車審

議会は、御承知の通り、最近自動車の車両が急激にふえて参りまして、いろいろ自動車についての問題がございますので、広く一般の知識経験のある方から御意見を伺いまして自動車行政に役立てたいという意味で自動車審議会を作りましてお伺いして、一年という約束で作りまして、一年すけれども、これが発足をいたしましたのは、多分三十五年の九月ごろでありましたようなわけでございまして、そんな関係で、非常に最近の自動車の問題は複雑でありますので、もう一年これを延期していただきまして、もう一年でもって成案を得て運輸省の自動車行政に役立てていただきたいと、こういうふうにご考えておりますわけでございます。

○伊藤頼道君 私は、審議会の各委員二十名のそれぞれの出席がどういう状況かということをお伺いしたわけですが、これは調べまして出している資料を見ますと、六回會議が持たれて、一回しか出席しない者が一名おりますね、一回しか出席しない。それから、六回で二回しか出席しない者が二名おられるわけですね。それから、十回の會議で四回しか出席しない者が二名、十回の會議で六回しか出席しない者が五名というふうな、たとえばこういうふうにご各委員の約二十名のうち、半数の十名の出席状況は、今申し上げたように、大へん悪いわけですね、はなはだ悪い。こういうふうな状況では、完全な調査、審議はとうてい期待できないと思うのですね。だから、そういう点からも検討しないと、ただいたずらに一年延長しても、これは成果は期しがたいと思うのですが、この点についてのお考えをお伺いしたい。

○國務大臣(木暮武太夫君) 政府委員から……

○政府委員(國友弘康君) 自動車審議会におきましては、議事規則に、過半数の出席がなければ議事を開いてはいけないという規定がございまして、必ず過半数の出席をとっておりますのでございまして、確かに先生の御指摘の御座いますように、委員とされたの御出席の少ない委員がおられますが、総体といたしましては、非常に熱心に御審議を御座りまして、保安部会七回、輸送部会三回、総会三回、合同部会一回、見学会一回をこの本年度中、八月、九月以降開いたわけでございまして、むしろ委員の方から積極的に聞くことを大いに奨励されるという状況でございまして、私どもとしましてその線に沿って會議を運営しておる状況でございます。

○伊藤頼道君 お言葉では、全体としては出席状況はいいというふうな言われておりますけれども、二十名のうちの約半数については、今私が指摘したように、六回ないし十回の會議で、一回ないし二回という者もおられるわけですね。大へん悪いわけですね。だから、半数の十名が悪いということが、全体としては悪いということが言えるわけですね。まあそういうふうなことで、

ここで伺いたいのは、六回のうち、一回とか二回とか、はなはだ出席の悪い委員については、この際、そういう委員については、ほんのりかえていったらいいじゃないか、こういうお考えがあるかどうか。そうでないと、一年延長しても意味がないと思う。

○國務大臣(木暮武太夫君) まあ欠席の方のありますことは遺憾でございますが、よくお願いを申し上げまして、前年度に欠席した人も、あるいはいろいろ御病氣その他のために欠席したのかもしれないと思っております。ございまして、なるべく出席よく、私どもがこの自動車審議会を作りました目的である知識経験者の意見によりまして成案を得て、それを運輸省の自動車行政の上で反映させるというに努めたいとも考えますから、御指摘のありましたことはよく参考といたしまして、検討してみたいと思っております。

○伊藤頼道君 この出席状況と同時に考えなければならぬことは、兼職があまりにも多過ぎるということ、これはこの前の当内閣委員会で、行管に対して膨大な資料を出していただいたわけですが、その中に兼職の状況もお願いしたわけですが、いろいろ問題はいか、この兼職の状況は各省庁とも一つも入っていないのです。これは後ほどまた行管の方に資料の提出をお願いしたいと思っております。そこで、わかりませんが、大体兼職の状況は一体どうかと、こういうことも一年延長するということについて非常に関係があるう

と、これは非常に重要な問題でございまして、御指摘の御座います御審議を御座りまして、保安部会七回、輸送部会三回、総会三回、合同部会一回、見学会一回をこの本年度中、八月、九月以降開いたわけでございまして、むしろ委員の方から積極的に聞くことを大いに奨励されるという状況でございまして、私どもとしましてその線に沿って會議を運営しておる状況でございます。

と思う。一人で十六も二十も兼職して
いる者がかつてはあったわけだ。こ
れは行政審議会の答申によってその後
改善されたとは思いますが、これは別
途また行政庁長官にお伺いする所
ころですが、そういう態様について、
ごく概要でけっこうですが、伺いたい。

○政府委員(國友弘康君) どなたがど
れだけの数の審議を兼職していらっ
しやるかということについての資料を
今持ち合わせておりませんのでありま
すが、自動車審議会の委員になってい
らっしゃる方の中には、相当数の兼職
をしていただいている方がございま
す。今その詳細な資料は持ち合わせて
おりません。

○伊藤道君 行管の方へお伺いした
いですが。

○政府委員(山口西君) 一応この間出
しました資料に書いてあるはずでござ
います。お調べいただきたいと思
います。自動車局だけについてはちよっ
と申し上げる準備がございませんが、
総合的に出してあるはずでございま
す。

○伊藤道君 この兼職の問題は、ま
た後ほど行管の長官を中心にお伺いす
るとして、とにかく相当あると思
うので、運輸省としても、この際
審議会を一年延長することであ
るならば、先ほどの各委員の出席状況
と、この兼職の面を解決してかからな
いと、ただただ一年延長する
ということだけでは予定の目標を達成
し得ないと思っております。そういう点か
ら十分検討すべきであらうと思
います。

次に、最近の自動車の激増は相当目
に余るものがあるわけで、ちよっとな
べてみますと、都内の自動車だけで

も、一カ月一万台以上——間違つたら
訂正願いたい、一カ月一万台以上も
ふえている。そういう事態に即応する
ためにこの自動車審議会ができたと思
うのですが、なかなか追いつかない。
しかも、ほとんど自動車はふえて
いく。都内でも、ある地区、ある一定
の時間には、車に乗るよりも歩いた方
が早いという地区も、もうすでに出て
いる。このままではますます支
障が多くなると思うので、そこ
で、どうしてもお伺いしなければなら
ません。この自動車審議会がそう
いうために設けられたとはいえ、一日
も早く結論を出さないと、この自動車
の激増のテンポに合わないと思うので
す。ようやくおそまきながら結論は出
たけれども、もうそのときは実情が変
わって、さらに自動車激増の状態に
なっていると思う。そこで、要は、一
刻も早く結論を出して、抜本的な対策
を打ち出さないと、いよいよもって交
通地獄は激しくなろうと思っております
が、その点についての大臣のお考えを
お伺いしたい。

○国務大臣(木暮武太夫君) まことに
ごもっともな話でございまして、最近
の自動車の激増と、道路交通の関係等
より、東京のような都市におきまして
は、非常な交通難を来しております
のでございまして、この都市交通混雑の
緩和につきましては、内閣にも交通対
策本部を作りまして、関係の人々が集
まりまして、総務長官を本部長といた
しまして、いろいろ交通難緩和のこと
を努めておりますが、自動車行政を扱
います運輸省といたしましては、そ
の責任の重大なることを考えまして、
ただいま御審議を願っております自

動車審議会の十分なる審議の成果を反
映させまして、御期待に沿うようにい
たしたい、そう考える次第でござい
ますが、詳細のことは政府委員から御
答弁をさせたいと思っております。

○伊藤道君 この自動車審議会の設
置された際の提案理由の説明に、
こういう意味のことがあるわけだ
と、たとえば自動車輸送、それから自
動車の保安に関する基本的な問題、こ
ういうことを審議会をして調査審議せ
しめて成果を上げたい、大へんけっ
うなことだと思っておりますけれども、こ
ういう基本的な計画については、運輸
省自体としても責任があるのではな
らうか。運輸省の設置法第四条の第一
項を見ますと、運輸省の権限を明らか
にしておるわけだ。その十四の二
に、「運輸に関する基本的な政策及び
計画につき企画立案する」ということ
が明確になっておるわけだ。従っ
て、自動車輸送に関する基本的な問題
については、運輸省自体としても、基
本的な、原則的なことについては、運
輸省自体が当然企画計画して、その具
体的な問題については審議会をして審議
調査せしめる、こういうことにならう
と思う。従って、ただ単に審議会に依
存することのみでは、なかなかこの自
動車行政の運営の円滑を期することは
むずかしいと思っております。この点
いかがですか。

○政府委員(國友弘康君) 仰せのご
とくに、運輸省といたしまして、自動車
行政に關します方針、あるいは交通
政策に關します方針を樹立しなければ
ならないことは、設置法にも書いてご
ざいます通り、当然でございまして

が、そして、私どももいたしまして
も、その方向によりまして基本方針を
打ち立てるべく従来努力して参りまし
たが、先ほどからお話のありますよう
に、自動車の関係は、自動車も非常に
激増しておりますし、問題も非常に
複雑でございまして、今仰せられま
したことにつきましては、自動車行政
の基本的な方針につきましては、私ども
の方の案も、もちろんこの自動車審議
会に提示して御審議を願っております
のでございまして、自動車審議会のご
とき、学識経験者を委嘱しまして、そ
う複雑な自動車行政についての基本
的な方針について御審議を願いまし
て、そして、それは確かに急いで樹
立しなければなりませんので、輸送部
会等におきまして、この三月に開きま
した閣議できめられたスケジュールと
いたしましては、毎月二回開催いたし
まして、この秋までには、諮問いたし
ました事項についての結論を出してい
ただくということで、現在進める段階
にございまして。

それから、さらにつけ加えて申し上げ
ますと、自動車の関係につきま
しても、非常に関係する官庁が多いので
ございまして、そういう意味で先ほど大
臣からお答え申し上げました交通対策
本部を総理府に設置されました。そ
こで関係の官庁が集まって、自動車問題
に關します各省に關係の多い事項に
ついての解決をはかるということ
やっております。自動車審議会におき
ましては、運輸省が所管しております
自動車行政についての御審議を主とし
てやっていたが、さらに全般
的な自動車の問題に關します建議等
についても御検討を願っております

状況でございまして。
○伊藤道君 結局この審議会を一年
延長しなければならなかった理由とし
てはいろいろあると思うのですが、
一つは、運輸省自体でこの計画が非常
に甘かったということ、非常に親
測が甘かったということ、それと、さ
らには審議会の運営にも問題があっ
た。先ほど指摘したように、兼職の委
員が多い、欠席が多いというような問
題、さらにそれだけではないと思
うので、これは予算を伴うので、大蔵
事務当局との折衝の過程において、大
蔵事務当局としては、予算の面から、
なるべく審議会の年数を短くしようと
する、そういう主張を強くされると思
うのです。そういうことに結局各省庁
が屈服して、大蔵省に乗り切られてし
まう。わずか一年という短時間で予
定せざるを得ない、こういう羽目にな
ろうと思う。これはあまりにも短い期間
ということ、結局さらにこれを延期
しなければならぬ。今回の国会に提出
されているそういう省が五つもあ
るわけです、一年延長という面は、これは
そういうところにも大きな原因がある
のではなからうかと思っております。そ
ういう点について明らかにしていただ
きたい。

○政府委員(國友弘康君) 自動車審議
会といたしましては、設置のときか
ら、できるだけ結論を出すようにいた
したいという覚悟を持っておりまし
たのであります。この自動車審議会
が発足いたしましたのが八月でござ
います。と申しますのは、昨年の運輸省
設置法の改正がおくられて、どうし
ても八月に発足せざるを得ない状態に
なりましたので、そこで四カ月間のお

二

くれがあったわけでございますが、そのために、予定いたしましたことに對しまして十分にでき得なかつたという事情がございます。と同時に、もちろん先生おっしゃいますように、非常に關係する事項が多いので、私どもとしては、そう広範なことをやりません。めには、相当な回数開かなければならないと思つておりますのであります。が、まあそこまで参りませんでしたけれども、この点は一番最初の氣持、すなわち、できるだけ短時間で根本的な方針を作りたいという氣持には変わりございませんので、その方向でわれわれとしては努力いたしたいと考えております次第でございます。

○伊藤顯道君 自動車審議会については、大体時間がありませんので、まだございませけれども、一応おいて、次に、三十四年一月二十二日に、時の行政審議会が時の行管長官に対して、いわゆる審議会等について答申しておるわけですが、これについては、池田總理を初めとして、行管長官はもちろん、各省庁の責任者は、皆この答申については、極力尊重するという態度を堅持し続けてきておるわけですが、そういう立場からお伺いするわけですが、この類の審議会等については一本に統合すべきである、こういう意味の答申が出されておるわけですが、そこで、運輸大臣についても、当然これを尊重されたいと思つておるわけですが、そうであるならば、船員教育審議会と中央船員職業安定審議会、これは時の行政審議会でも類似の審議会と認めて、この統合を勧告しておるわけですが、もうそれからずいぶん年数がたつておるわけですが、これは三十四年の一月ですから、ずいぶん

たつておるので、当然これは統合されたいと思つておつたわけですが、この資料を見ますと、いまだにこの二つが並立しておるわけですが、だから、口では行政委員会の答申を尊重なさるとおっしゃつておられますけれども、現実にはそのまま放置されておるといふ実情、これはいささかも尊重したことにならぬと思つておるわけですが、そこで、こういうものはいゆる行政の簡素化という面から見ても、それから、同じ政府の機関である行政審議会の答申を尊重されるという態度を堅持された立場から、これは早急に統合してしかるべきだと思つておるわけですが、運輸大臣のお考え並びに行管長官としてのお考えをあわせてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(木暮武太夫君) ただいま御質問になりました趣旨は、私も当時新聞などで承知をいたしておるわけですが、どういふわけでも、今運輸省に御指摘の審議会がそのまま残されておるかということの詳細なことにつきましては、政府委員からよく御答弁させることにいたします。

○政府委員(吉行市太郎君) ただいまお尋ねの点につきましては、中央船員職業安定審議会、この方は大体海運関係におきます労働のメンバーを主として、その審議会の性質上、そういうメンバーで構成いたしておる次第でございます。他方、船員教育審議会の方は、これは船員教育を目的としたものであります。この構成メンバーが、むしろ労働者でございますけれども、あるいは文部省であるとか、あるいは郵政省であるとか、その他船員の教育機關の関係者というふうな方々で

構成されておりますので、両者多少その趣を異にしておる、かように考えております。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 私の方面もこれを考慮してみたのですが、やはり性質が違ふから、この委員会だけではやはり両方存置しておいた方がいいのではないかという考えでございます。

○伊藤顯道君 そうしますと、行政審議会が長い間かかって検討に検討を加えて、しかも専門的な視野からこういう結論を出されたわけですね。二つの審議会を一本、これが適當である、統合しなさいというふうな、特に具體的に審議会の名をあげて指摘しては、ここにはちゃんと入つておるわけですが、三十四年一月二十二日の答申にあるわけですね。これは私が引っぱり出したのではなく、そのときもう具體的に明確に出ているわけですが、ただ分けた方が都合がいい、ただ単なるそういう理由でこのままほうっておくというものは無責任な答申と思つておるわけですが、この答申については尊重するという態度は、いづれも口ではされておる。しかし、現実には守られていないわけですね。これははなはだ遺憾だと思つておる。そういう旨を行管の長官から行政審議会に対してそういう連絡をなさつて、審議会の答申はこうであるけれども、なお行管として検討したら、これは別の方がよろしいのだ、こういうことで連絡なさつておるのかどうか、ただ一方的にこれを無視して統合をしないのか、もしそうだとすればこれはきわめて遺憾だと思つておるわけですが、この点を明

らかにしていただきたいと思つておる。○國務大臣(小澤佐重喜君) だんだんお話をあつたのでありますけれども、これは審議会の面と運輸省の面と二つに分けて考えなければならぬのでございませぬ。審議会の方は尊重するものでございませぬから、その一部がたとえはできなくても、結論はどうにでもなりませんが、また、運輸省の方で、性質が違ふから困るといふのを、私の方で無理やりこころしうということもできませんので、そういう経過をたどつております。

○伊藤顯道君 私はそういうことを伺つておるわけですが、行政審議会からそういう答申がなされたということに對して、行管として運輸省の立場を尊重して、これは統合しがたい、そういう判断を与えられたならば、行政審議会に對してその後その旨は何ら連絡もなくそのままにほうつておるのかどうかということを念のためにお伺いしてはどうかと思つておる。

○國務大臣(小澤佐重喜君) それは、審議会の答申に對して、全般的に全部政府がしなくちゃならぬというのじゃありませんから、尊重すべきものは尊重するけれども、私の方では、審議会の意見とは別個に、行政権を持つておるのですから、その範囲内において、私の方ではこれは統合する必要があるないと認められたものは、せつかくの御意見ですが、統合する考えはありませんと答えるわけですが、

○伊藤顯道君 同じような立場から、これはその後でできたので、この答申の内容にございませぬけれども、自動車損害賠償責任再保險審査会、これと、今年さらに延期しようとする自動車審

議会、これも類似のものの一応考えられるので、これを統合しようとするお考えがあるかないか、運輸大臣、行管長官、それぞれお立場を明らかにしていただきたい。

○政府委員(國友弘康君) 自動車審議会、自動車行政に關します基本的な方向を審議していただくものであります。これは具體的なものは全然扱いませんが、自動車損害賠償責任再保險審査会の方は、非常に具體的な個々のケースについて審査をいたします関係上、非常に性格の違つた付屬機關でございますので、これは統合いたしません。かえつて能率を阻害するといふよりは、むしろ性格的に一緒にできないものでございませぬので、統合のことはできないと考へております。

○伊藤顯道君 行管長官の立場、行管としてはどうですか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この問題は、まだ私の方で検討が十分済んでおりませぬから、検討した上で……

○伊藤顯道君 それでは最後に、運輸省関係の閣議了承の審議会等が若干ございませぬので、この点について、運輸大臣並びに行管長官のお考えをお伺いしたいと思つておる。

運輸省関係の閣議了承の審議会等は、交通調査懇談会、運輸交通問題懇談会、運輸行政顧問会議、この三件あると思つておる。これは先日来、千葉委員から、池田總理、行管長官に對して、強く追及してきたところなんです。この際、運輸大臣に初めてお伺いすることになりますので、この際、そういう精神に沿つて、これを必要ならば法律の基礎づけをすることもできるわけですから、一応こういうものは陸

止すべきであると思う。廃止しては困るので、存置の必要があるということについては私も認めるわけですから、そういう存置の必要のあるものについては、あらためて法律の基礎づけをすべきであらうと思う。こういう態度について明確にしていた方がいいと思う。

○国務大臣(木暮武太夫君) お答え申し上げますが、閣議決定で設けられた輸出会議というものは、今までは違法ではないという見解をとって参りましたのですが、たゞいま御指摘の点をよく拝承いたしますと、御意見ももつとものようにも考えられますので、今国会中に法律を提出して、法律に根拠を置いたすつきりとした審議会に改めたいというふうに私も考えておりますわけでありませぬ。

○伊藤道雄君 今輸出会議とおっしゃいましたけれども、これは通産省関係で、運輸省には関係ないわけですね。そういうことをお伺いしたわけではないのです。運輸省関係は、交通調査懇談会、運輸交通問題懇談会、運輸行政顧問会議、この三件なんです。で、輸出会議は通産大臣にお譲りした方がいいと思うのですが、この三件についてはお伺いしたいというところは、これは閣議決定であつても、これは法律違反だ、国家行政組織法第八條違反ということ、先ほども申し上げたように、千葉委員から、総理以下担当の大臣に對して強く追及してきた。これは政府も了承しているところなんです。ところが、閣議決定でもない、閣議了承というところであるならば、閣議決定でもそういう措置をとらざるを得ないというところであるならば、閣議了承の程度

ですから、ますますもってこれは即座に廃止すべきである。ただし、存置の必要あるものについては、法律の基礎づけをしてしかるべきだ。これに對する確固たるお考えをお伺いしたい、そういう意味であるわけですね。

○政府委員(辻澤男君) 御答弁申し上げる際に、ちよつと今大臣の御答弁に補足させていただきます。ただいま輸出会議と大臣が申されましたのは、貿易外輸出会議の思い違いでございますので、そのように御訂正願いたいと思ひます。それから、たゞいま御質問ございました運輸交通問題懇談会、それから運輸交通調査懇談会、それから運輸行政顧問会議につきましては、運輸省の省令あるいは訓令によつて、運営して参つてきたのでございますが、本委員会でたびたび論議がありましたような御趣旨にのつとりまして、早急に廃止するようにいたしたいと、さように考えております。

○千葉信君 閣連質問ですが、その事務官—事務官でないかもしらぬけれども、大臣以外の者が、こういう問題について、廃止したいと思つているなどという答弁はおかしいと思つて、もっとこの問題については、基本的な論議をする必要があると思つて、大臣にお尋ねいたしますが、その今問題になつてゐる貿易外輸出会議、それから伊藤君の言つた交通調査懇談会、運輸交通問題懇談会、運輸行政顧問会議、これはいずれも訓令で設置してゐるのですね、大臣の権限内です。閣議決定で設置された場合でも異論があり、いかぬといつて国会で論議されたい。それを、運輸大臣の権限内の省令

とか訓令でこういう行政機関の補足機関を設置するなどということ、筋違ひもなはだしいと思つて、法律違反です。これは、一体運輸大臣は、訓令でそういうものを設置する権限を持つてゐると考へてゐるのかどうか、この点から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(木暮武太夫君) ただいま御指摘の懇談会というものは、御答弁をきましては、実は率直に言つて、私は就任いたしましたから、そういうことのあることも知りませんから、今までそういう会議を開催して、私が出て意見を聞くというふうなことはやりませんでした。これはおそろく従来の運輸大臣が、そのときどきの必要に応じてあるいはお作りになつたものと、今考へれば思われるのでございますが、私は、そういう法律によらざる機関にたよるといふことをいたしませんつもりはございませぬですから、私が就任してからは、一回もそれを開いて意見を聞くというふうなことはいたしませんでしたが、御指摘のような話もございませぬので、それぞれその当時の必要のときに作つたものであるかもしれませぬけれども、今日それらの目的をもう達成してゐるものもあると思ひますので、そういうものは取りやめたいと私はたゞいま考へる次第でございませぬ。法律による審議会というふうなものが、国家機関として必要な場合には、これを国会の承認を得て、そうしてこれら

○千葉信君 御答弁のうちで、自分が

就任してからはこういう会議を開いておらないし、また、自分としてもそういうふうなすつきりしない、筋違ひだと疑われるような付屬機関については、自分としては何らかの方法をとるつもりで考へてゐる、この点は私は承しませんが、それだからといつて、自分の就任以前の運輸省なら運輸省、通産省なら通産省、いずれもその就任以前の事務柄についても、現任の大臣が全部責任をとつてならなければならぬのが、今の議会制度の建前、議院内閣制の建前、責任内閣制の建前ですから、そういう弁解をなさつても、そのためにこういう違法なものを設けたといふことの非は、あくまでも追及されなければならぬ。責任者はしかもあつた。しかし、あなたは今の答弁で、今後この問題については善処するし、廃止をして、法律による方向へ持つていくといふお答えですが、いつそれをやられますか。

○国務大臣(木暮武太夫君) ただいま私が申し上げたことで御了承願ふと思ひますが、今までそういうふうなすつきりした姿でありませぬものは、至急に将来におきまして廃止をいたしたいと思ひますし、将来一般の知識、経験者の意見を聞いて、運輸行政の上にその会の成果を反映せしめるといふことがどうしても必要なものは、法律によつてきめたい、こういうふうな考へる次第であります。

○千葉信君 必要なのは、将来に向かつて立法措置を講ずるとか、法律によるような手続をとるといふことは了承しますが、そうして、また必要なものといつても、そういう扱いをする。こゝについては私も反対しませんが、と

りあえず、その運輸省関係の機構の問題を審議してゐる段階、しかも、法律案が提案されてゐる。そこで私は、今大臣が、そのうちには何とかすると申つておられますけれども、これは運輸省限り、運輸大臣限りで発せられた訓令ですから、大臣の方針なり、運輸省の方針によつて、きょうにも廃止できる。しかも、その内容たるや、昭和三十四年十月十日に運輸省訓令第二十四号で、運輸交通問題懇談会の設置に関する訓令を次のように改めると公布してゐる。以下全部そうです。この措置はこゝではすつきり答弁できる範囲です。いつやめるか、はつきりやめるならやめらうんですから、私はこの点をすつきりしなれば、今審議中の法律案を先に進めて審議するわけにはいかぬ。はつきり答弁して下さい。

○国務大臣(木暮武太夫君) 私はそういう事情を少しも知らぬのですが、そういうことがありましたら、やめるのは当然だと思ひます。

○千葉信君 この四つの懇談会、全部即日やめますね、貿易外輸出会議、運輸交通問題懇談会等は。

○国務大臣(木暮武太夫君) いや、知らないじゃ済ませませんけれども、實際知らないものですか。ただいま御指摘の運輸交通問題懇談会と交通調査懇談会、それから運輸行政顧問会議、これは今までありましたが、これは運輸省だけでやめることができますから、

ることは適当でないということでございます。一応民間の委員といたしましては、十五人を任命いたしました。あとは鉱業法改正審議会の専門委員ということで官庁側の委員を任命しておるような次第でございます。それを合わせると、大体三十人程度になるわけでございます。

○伊藤道君 次に、あなたの方から提出されて、いただいたこの資料によりますと、いまだに行政審議会の答申が尊重されないままにある事態が一つあるわけですが、これは先ほども繰り返して申し上げましたように、各省庁の責任者は行政審議会の答申については、尊重するというを言い続けてきておるわけですが、通産大臣も同様であったわけですが、そこで、お伺いするわけですが、工業生産技術審議会ですね、これは化学工業部門を除いて、機械工業審議会に統合するのが適当である、こういう意味の答申がなされておるわけですが、ところが、この資料を見ますと、いまだにこの二つが併立しておる。ただし、併立しておいても、この工業生産技術審議会の中に化学工業部門だけを残して、他を統合ということであるなら承服できるわけですが、この事態は一体どうなっておるか、通産省として、また行管の長官としてお考えをお伺いしたい。

○政府委員(樋口誠明君) ただいまの御指摘の点につきましては、工業生産技術審議会の方は、機械、化学全般にわたっての純技術的な面の審議会ということになっておりますが、また機械工業審議会の方は、機械工業振興法に基づきまして、機械工業の振興全般、それから新技術の発展と両方持つてお

るわけでございます。そこで今御指摘のように、今後は工業生産技術審議会の方は、機械を抜きまして、化学関係といった、機械工業振興法の機械関係以外のものだけにいたしまして、機械については、機械工業審議会の方で機械の技術そのものの発展並びに機械工業の振興、生産体制の確立というようなことを、あわせて御趣旨のような線まで統合するということについて検討を至急進めたいと考えております。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 今、通産省と相談しておりますから、もう少し時日をかかしていただきたいと思います。○伊藤道君 次に、主として行管の長官に閣連してお伺いいたしますが、先ほど来申し上げておりましたように、この審議会が予期の成果を上げ得ないで、一年延長という法案が国会だけでも五つ出ているわけですが、そういう考えからこれはその責任の一端は、審議会なり調査会そのものの運営にも大いに責任があるんではなからうか、そういうふうな考えられるわけですが、その一つの点では、先ほど申し上げた兼職の問題があるわけですが、この三十二年の当内閣委員会で時の行管長官にその数を確かめたところ、十六ないし二十の委員の兼職をしておる者が三名、それから十一ないし十五の委員の兼職をしておる者が九名、それから六ないし十の委員の兼職をしておる者が実に四十九名もあつたわけですが、それ以来この兼職の問題が大きく問題視されてきたわけですが、御承知の通り、こういうことではなかなかもって調査審議の成果を期したいと思ふんで、先ほどあつたから問題ないやうなもの、自動車審議会の会長である

足立正さんのごときは当時十六の委員を兼職しておつたわけですが、そういう実態。そこで長官にお伺いしたいのは、これは三十二年ですから、その後政府は、この趣意に沿って極力兼職の点を整理してきたと思う。従って、現在三十二年のそれに比較して一体どういうような改善がなされているか、この実態をお伺いしたいと思います。なお、あわせて、先ほど一点指摘申し上げましたが、各省庁からの関係の資料を、膨大なものを出していただいているが、その資料提出を求める際に、兼職の実情をもあわせて求めたわけですが、ところが、各省とも、いずれも兼職の実態については、何ら項目があつておりません。これははなはだ遺憾だと思ふ。従って、今お伺いしたことについては、概要をお答えいただき、詳細な面については、各省庁にわたって兼職の実態を全委員に一つ早急に資料を御提出いただきたい。一つは御質問申し上げたわけですが、一つは資料提出についてお伺いして、私の質問を終わりたいと思ふ。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 三十二年、お話がありましたから、極力その線に沿って廃止をしましたが、なお、その詳細は政府委員に答弁いたさせます。それから兼職の問題ですが、私の方から提出しました資料の中に、何人というように、同じ省の関係では規定してございますけれども、省ごとに合計しなければならぬということになっておりますので、これはあらためてそれを合計して出すことにいたします。

○伊藤道君 もちろん、この詳細について、二重兼職の者が何名というところを今お伺いしているわけではないわけ

です。三十二年のそれは、先ほど一部御指摘申し上げたように、きわめて兼職が多かつたわけですね。これを認められて、その後検討されたと思うのですが、その時より数字をあげてこういふふうによくなったということは、口頭では言えないと思う。そこで、その後ももう少しかかっているわけですが、十分検討されて改善されたのかどうかということ、それはおわかりになると思うのです。前よりひどくなつたということはありません。あの当時すでに問題であつたわけですから、その後どの程度、数字をあげないでけつてきたか、これが一点。それから資料について、早急に出していただけるかどうか、この点についてもはつきり一つ御答弁いただきたいと思ふ。

○国務大臣(小澤佐重喜君) これは、申すまでもなく、各省の委員会は各省でありますので、山口大臣だと思ひますが、就任の際に、そういう御趣旨を体しまして、各省へ通知を出して、そうして重複しないように取り計らうやうに処置をしたのであります。

○伊藤道君 各省庁では、自分の関係の面しか出せないと思ふのです。全部まとめたものについては、やはり行管の立場でやっていただかないと、ほかにやるべきところはないわけですから、行管が責任を持って、全委員の兼職の数字をあげて、明確に一覧表にしたい。この設置法に基づく関係の法案がど

んどん来るわけですから、至急に出していただかないと、審議が済んでから出しても役に立ちませんから、そのことを一つお願いしたいと思

ふ。それから、まだ御答弁がないのですが、三十二年の時よりもよくなったか悪くなったかという程度は、長官として頭に入っているのではないですか。その点についての御答弁がないようです。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 先ほど兼職の問題について話したのは、三十二年ごろに山口大臣が通知を出して、それからだいぶよくなったという報告を受けております。それから兼職が、具体的に何人しているかということ、これは追って至急出します。

○田畑金光君 私、二、三の点について質問したいと思ふのですが、ごく簡単に御質問いたします。

最初に、この産業構造調査会を設けられるということで、貿易の自由化とともに激化する国際経済競争の中にあって、それに耐え得るような日本の産業構造の高度化をはかるということ、われわれとしても賛成でございますが、具体的にこれはどういふことを考えておられるのか、その点をまず承りたいと思ふ。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 産業構造の高度化という問題をとらえて、これを具体的にということになりますと、各業種業態によつていろいろ違ひますから、一様に申し上げることは非常に困難でございますが、日本の産業構造の特色は、二重構造、つまり中小企業が非常に多い。重要な産業にいずれも中小企業が相当の、数において、あるいはその生産額において、重要な地位を占めているので、この二重構造から来るいろいろな弊害がございまして、これを調整し、弊害を除去し、そうし

て、

二重構造を直ちに全部解消するといふわけには参りませんが、その弊害を除去し、そうして大企業と中小企業との間の並列関係をもっと組織化したしまして、中小企業がその大企業との並列関係において、中小企業なるがゆえに發揮できる特色というふうなものを、これを十分に生かしていく、こういったようなことが日本の産業構造高度化の課題のうちで相当重要な問題であると、かように考えているわけであり

○田畑金光君 産業構造の高度化といふと、よく使われている言葉であり、また、わかつたようなわからないような感じを持つわけでもございませぬが、今の御答弁を承りましても、明確でないわけでは、技術革新に伴って、企業の合理化とか、あるいは企業の体質改善、これが非常な勢いで進んでおるわけでは、この勢いは、長い目で見ると資本の集中化というふうなことに向かわざるを得ないと思うのです。すなわち大資本、大企業への集中化ということに向かわざるを得なくなつてきようと思つたのです。今、通産大臣の御答弁は、大企業と中小企業を並列化させて、輸出産業において重要な地位を占める中小企業にも十分その存在価値を確立していくんだと、これは言葉としてはわかりませぬけれども、むしろ産業構造の高度化ということになつてきますと、私が先ほど申し上げたように、資本の集中化、また大企業と中小企業の並列になつてきやせぬかと、こゝろを思つたのですが、その点はどのようにお考えになつておられるのか。

○田畑金光君 産業構造の高度化問題を、かりに中小企業の部面についていふならば、それはむしろ大資本の集中化ではないかというお話のようには承りましたが、私はそれは考へておりませぬ。むしろ大工業はアツセンブル工業、その部品の製作は中小企業が担当しているというふうな状況が、かなり多く見られる事例でございませぬが、そういうふうな問題について考へてみますと、中小企業が一応は大企業のアツセンブルをやる企業に從属しておるといふふうなふうに見える。経済からいつても、そういう場合が決してないとは申し上げませぬが、しかし、高度化としてこれを考へる場合には、その系列産業について組織化する、そして個々の中小企業が組織化したしまして、そしてアツセンブルの大企業と十分に対抗する、ここではもうどうしてもかなわぬ、いわゆる御指摘のような、大企業に集中されるというふうな面を、むしろ系列間の間の組織化ということによつて十分にこれを守る。そしてその間に合理的な調整作用というものが自然行なわれて参る、こういうふうなことが産業構造の高度化の一つの課題ではないか、われわれはそういうふうな考へるわけではございませぬ、共同作業あるいは大企業とのいろいろな取引条件の問題について、それを共同してこの問題を合理的に組織化するといつたようなことが、今日においては正しい、そして産業構造の正常化、高度化という言葉によつて代表される一つの現象ではないか、われわれはむしろそういうふうな考へておるわけでありませぬ。

○田畑金光君 その点は、言葉としてはわかりませぬけれども、具体的に裏づけがなければ、単なる、もう何年も聞きなれておる言葉にすぎない、こゝろを思つたわけでは、お話のようなことである産業分野は、たとえば大企業の担当する産業分野は、こういう面であり、あるいはまた中小企業が担当する分野は産業上において、こういう分野である、私たちが長い間主張しておる中小企業の産業分野を法律によつて確保するといふ一つの政策の裏づけ、あるいはまた官公需要といふものは数千億あるいは兆円に上るでしょう。そういうふうな問題については、中小企業のために、官公需要については二割なら三割、三割なら三割、そういう需要の確保を裏づける法律とか、あるいは今の銀行の金がほとんど大企業に集中しておる。そこで、銀行法の改正をやつて、資金の確保を、中小企業にワケを設けるとか、こういういろいろなことを考へなければ、お話のように中小企業が中小企業と並列していくといふことはできないと思つたのです。単なる組織化だけと言われても、われわれはいたしまして、産業構造調査会でも、ここに述べられておる目的を考へると、努力されることはけつこうでございませぬが、ただ、今の日本の経済の動きを見ますと、中小企業は逆な方向にこれは行く危険性があるわけでは、その点通産省としては、あるいは政府としては、産業構造の改革にあたり、中小企業のために、そのような積極的な施策をも同時に考へておられるのかどうか、これを第一にあらためて伺います。

第二の点として伺いたいのは、この調査会の存続期間は三年になつておりますが、この三年というものは、日本の貿易自由化の速度に即応して一応三年といふことを考慮されておると思つたのですが、三十六年、三十七年、三十八年、そうしますと、この三年後に、日本の貿易自由化といふものはどの程度まで実現するのか、何割程度まで実現するのか。たとえば、石炭とか石油とか、こういう問題等についても、それそれ政府は計画を立てておられますし、あるいは農産物等についても、政府は、当然の間はもちろぬ、直ちに自由化といふことは考へていないと思つたのですが、産業構造の高度化といふものは、当然日本が自由競争の中に入つていくことでありませぬから、この三年後、日本の為替、貿易の自由化といふものはどの程度実現するといふ見通しがあるのか、この二つを一つ伺いたしたいと思います。

○田畑金光君 いろいろの中小企業の健全な発達のために、従来とも助成方策をとつておるわけでは、あるいは税制その他補助、助成方策を講じておるのであります。やっぱりだけではどうも十分でない。やっぱり業を健全にさせる必要があるといふのが、いわゆる産業構造の高度化の一つの中小企業の面における大きな課題でございませぬから、従来ともやつて参りましたけれども、助成方策は今後ますます必要でございませぬので、その点も強化して参りたい。それにつきまして、やはり相当構造的に中小企業を見ても、そうして新たにいろいろ発見されることが多いだろう、こういう点に力を入れて下さることを、われわれはこゝろを期待しておる次第でございませぬ。構造問題、助成問題、両方とも並進するつもりでございませぬ。それから産業の状況いろいろ変わりますので、もう日本のこの産業の高度化問題はこれでおしまひだと思つた。これは終点はないだろうと思つた。でありますけれども、とにかく自由化といふものに対処して、そして具体的にこの構造の面からいろいろな施策を考へて参りたいといふので、一応三年としておるわけではございませぬ。それで自由化の進行率、進捗率は一体どういふふうな考へておるかというお話でございませぬが、ただいままで四五〇程度自由化が進んでおります。そしてこの四月には、原毛、原綿、それから鉄鋼、そういったようなものを初めといたしまして、数十品種について自由化を逐次やつて参るのでございませぬが、これが完了いたしますれば、まあ大体六二、三〇ないし六五〇ぐらいの自由化が達成されるわけではございませぬ。従来から降下して、自由化で、続いて明年以降において、自由化の従来からスケジューリングに従つて、次々と実行して参るのでございませぬ。まあ昨年の六月にこの自由化の構想を立てて、世間に発表したものであります。三年間に八〇％ないしそれ以上といふことになつておるわけでは、石油のエネルギー部門の自由化を、三年以内にやるといふことになれば、自由化率が九〇％、そして残つた一〇％は主として農林、あるいは一部の非鉄金属関係のもの、まあそういったようなものが残るのでございませぬ。まあ問題は、石炭、石油をいつやるかと、こゝろを期待しておるわけでは、まだ明確

に申し上げる段階ではございません。

○田畑金光君 今国会で各党とも問題

になっておりますこの農業基本法の問題、これはいかなれば私は農村改造であり、農村構造の高度化だと、こう私は私なりに見ておるわけですが、そういう立場から、今度は日本の経済二重構造といわれておる大企業と中小企業の問題、あるいはまた大きな企業に働く労働者と零細な企業に働く労働者の所得の格差の問題、この格差をどう縮め、暗い谷間に置かれておる下の中小企業、零細企業をどう引き上げるか、この問題がやはり日本の産業構造の高度化だと私は考えておるわけで、先ほどの御説明もそういうことだと承るわけでございますが、通産省としては、一応日本の産業全体の高度化をはかるためには、将来どの程度かかると見ておられるか、なかなかこれむずかしいかも知れませんが、一つそういう将来の展望のもとに、この産業構造調査会なども設けられたと思いますが、通産大臣としてはどのようにお考えになっておられるか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 非常にむずかしい問題でございますが、とにかく、十年間に所得倍増をし、そして業態業種間の所得格差というものを是正、解消して参る、すなわち中小企業と大企業との所得格差を是正する、農村としからざる、農村経済と他の経済との格差を正すといったようなことをこの十年間の倍増計画の中においてすっかり解決していかうと、こういう考え方であることは申すまでもないのでございませうが、一応それじゃ十九年で完成するかということになりますと、私は、これはなかなか困難な問題ではな

いか、すべての産業にわたって理想形態がで上がるというようなことはなかなかむずかしい問題ではないかと、こういうふうにご考慮しておりますが、とにかく、日本の産業構造の全般的産業にわたって高度化するという十年間の目標はまあ一応立っておると、こういうことが言えると思っております。

○田畑金光君 これに関連いたしますが、けさの新聞を見ますと、昨日、経済閣僚懇談会が持たれたと、そこで一月、二月の国際収支の赤字を中心として、最近の経済情勢、国際収支の問題、貿易の問題について、総合的に検討をなされたようでございますが、ある新聞の伝るところによれば、特に最近の設備投資が早過ぎると、多過ぎると、こういうことで政府が今後設備投資の規制については、行政指導をやるべきだ、こういう結論に達したという報道もありません、そうじゃなく、特に通産大臣の方から、今後の貿易、為替の自由化を見るならば、むしろ設備投資というものは今日の推移を見守るべきだ、こういう見解に分かれて、行政指導の時期でない、こういう新聞の報道があるわけですね、こういう新聞の懇談会の結論であったのか、それを一つ通産大臣から承りたいと思っております。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 昨日の経済閣僚懇談会は、定例的のものでありまして、主として経済企画庁から、最近の経済の情勢というものを報告を受けて、それに対して考え方を――大体觀察の仕方、それをまあみんなで認めたというものが主たる問題でございませう。ただ、それに関連して、懇談的に最近の国際収支の状況、あまり芳しくないという点から話がだんだん

に進みまして、そして設備拡張の問題等も話が出たわけでありませう。で、過剰設備、つまりその何と申しますか、業界によっては、早く自分の分野を広げて確定しておきたい、それをみんな認めてもらって、そして細張りなきめておきたいというふうな考え方を、設備拡張競争といったような気分が立った気分が業界にあることは、これはどうも否定できないと思うのであります。それが、そうかといって、資金の裏づけ等がこれに伴わなければ、ただやみにその希望計画を出して来たことろで、これは実現するものでも何でもない。過剰設備になりはしないかという懸念を抱くには、私は、早い。ただ各企業の希望計画を見て、それでびくりするということなどは、これはもう風声鶴唳であるというふうには、日は日ごろ考えておるのであります。この目標もというべきものは、大体鉄鋼関係でどれくらい各企業が計画を持っておるかという、あるいは考え方を担当局でこれを徴してみた、代表約の三十社、これが八一九割の生産を占めるわけにございませうが、四十年までの希望計画をとって見た、それが相当な規模になるの、ございませう、これに――〇〇か一四、五〇をかけた、全体の日本の鉄鋼生産の設備が大体予想される。そうすると、もう四十五年の最終段階における設備とほとんど同じであるいはそれをオーバーするような数字が出たものでありますから、これは一つの話題になり、騒ぎの種になったわけにございませう。それで現実に三十六年度においでどういふ今度は具体的な実施

計画を持っておるかという点になりますと、そう騒ぐほどのものはないの、でございます。しかし、それも通産省の方に調整をしてもらいたいというのを申し出ておるのでございませうから、すでに設備過剰というふうなことがないように指導をしておるという段階でございませう。私は、別にこの問題を何か日銀の總裁と対抗的に争ったようなふうには伝えられておるはずけれど、もう、そういう真相ではない。それで設備拡張も少し半年ぐらいつづらしていくと、一ぺんにこれは集まって、そうしてそれが国際収支に一度に影響を与えたらという感じがしないように多少なぞえにずらしていった方がいいのじゃないかという意見もありましたから、それもいいたろう、いざにして、ただ国際収支が黒字だ黒字だといって黒字を楽しんでおるといふことは、それは空虚な楽しみであって、もう貿易が自由化すると一ころに参るようになら、ちゃんとどこをどうすればいいかという、それは、ちゃんとわかっている、だから、その合理化投資というものは絶対必要なんだ。だから、国際収支の黒字をただ空虚な楽しみにふけるということはこの際考え直さなければならぬ。そうしてほんとうに産業の実態と、それを強化して、そうしてさあ来いという態勢になって初めて日本の産業というものは、自由化した後においても健全に発達する、そういうことを忘れてただ黒字だ黒字だでやっていくことは意味がないということ、私は、このことに強調しており、きのうもそういう所見を申し述べたわけでありませう。そういう実情でございませう。

○田畑金光君 一つの間にか、通産大臣も池田総理みたいな考え方のようです、われわれは、これはしろうとですけれども、昭和三十三年、石橋内閣のときに、池田大蔵大臣の一千億減税、一千億施策、あのときのような形になりはせぬだろうか。結局、一番経済に自信を持って内閣を作られた池田さんみずから、かえって経済によって内閣を投げ出さなくちゃならぬ、こういうことになりはせぬだろうか、ということを実はおされておるわけで、杞憂であれば幸いでしょうが、ただ、その当時と今日とは、外貨の手持ちに非常に大きな違いがある、それはその通りでしょう。しかし、今お話のように、外貨を持っていても、持つだけでは意味がない。それもよくわれわれはわかりませうが、やはり経済のデリケートな推移を見守りながら、いかに強気であっても、やはり調整するのは調整をして進めていくということが、結局は国民のための経済の運営だと、こうわれわれは見えておるわけですね、でなくして、また、これが行き過ぎて直ちに金融の引き締めだとか、財政投融資の引き締めだとか言われてきますと、皆さん方がりっぱな公約をなされても、結局、たちまち国民経済で国民が苦しむ、こういうことになるわけですね、十九億三千七百万ドルの手持ちがあるともいわれておる、中には自由円とか欧州のドルとかいふものも入っておるようですね、それはあまり当てにならないものもあるようですね、また四月以降、資本取引等においても、どうもだんだんと先行きが暗い、こう言われておるわけで、こうい

等も話が出たわけでありませう。で、過剰設備、つまりその何と申しますか、業界によっては、早く自分の分野を広げて確定しておきたい、それをみんな認めてもらって、そして細張りなきめておきたいというふうな考え方を、設備拡張競争といったような気分が立った気分が業界にあることは、これはどうも否定できないと思うのであります。それが、そうかといって、資金の裏づけ等がこれに伴わなければ、ただやみにその希望計画を出して来たことろで、これは実現するものでも何でもない。過剰設備になりはしないかという懸念を抱くには、私は、早い。ただ各企業の希望計画を見て、それでびくりするということなどは、これはもう風声鶴唳であるというふうには、日は日ごろ考えておるのであります。この目標もというべきものは、大体鉄鋼関係でどれくらい各企業が計画を持っておるかという、あるいは考え方を担当局でこれを徴してみた、代表約の三十社、これが八一九割の生産を占めるわけにございませうが、四十年までの希望計画をとって見た、それが相当な規模になるの、ございませう、これに――〇〇か一四、五〇をかけた、全体の日本の鉄鋼生産の設備が大体予想される。そうすると、もう四十五年の最終段階における設備とほとんど同じであるいはそれをオーバーするような数字が出たものでありますから、これは一つの話題になり、騒ぎの種になったわけにございませう。それで現実に三十六年度においでどういふ今度は具体的な実施

計画を持っておるかという点になりますと、そう騒ぐほどのものはないの、でございます。しかし、それも通産省の方に調整をしてもらいたいというのを申し出ておるのでございませうから、すでに設備過剰というふうなことがないように指導をしておるという段階でございませう。私は、別にこの問題を何か日銀の總裁と対抗的に争ったようなふうには伝えられておるはずけれど、もう、そういう真相ではない。それで設備拡張も少し半年ぐらいつづらしていくと、一ぺんにこれは集まって、そうしてそれが国際収支に一度に影響を与えたらという感じがしないように多少なぞえにずらしていった方がいいのじゃないかという意見もありましたから、それもいいたろう、いざにして、ただ国際収支が黒字だ黒字だといって黒字を楽しんでおるといふことは、それは空虚な楽しみであって、もう貿易が自由化すると一ころに参るようになら、ちゃんとどこをどうすればいいかという、それは、ちゃんとわかっている、だから、その合理化投資というものは絶対必要なんだ。だから、国際収支の黒字をただ空虚な楽しみにふけるということはこの際考え直さなければならぬ。そうしてほんとうに産業の実態と、それを強化して、そうしてさあ来いという態勢になって初めて日本の産業というものは、自由化した後においても健全に発達する、そういうことを忘れてただ黒字だ黒字だでやっていくことは意味がないということ、私は、このことに強調しており、きのうもそういう所見を申し述べたわけでありませう。そういう実情でございませう。

○田畑金光君 一つの間にか、通産大臣も池田総理みたいな考え方のようです、われわれは、これはしろうとですけれども、昭和三十三年、石橋内閣のときに、池田大蔵大臣の一千億減税、一千億施策、あのときのような形になりはせぬだろうか。結局、一番経済に自信を持って内閣を作られた池田さんみずから、かえって経済によって内閣を投げ出さなくちゃならぬ、こういうことになりはせぬだろうか、ということを実はおされておるわけで、杞憂であれば幸いでしょうが、ただ、その当時と今日とは、外貨の手持ちに非常に大きな違いがある、それはその通りでしょう。しかし、今お話のように、外貨を持っていても、持つだけでは意味がない。それもよくわれわれはわかりませうが、やはり経済のデリケートな推移を見守りながら、いかに強気であっても、やはり調整するのは調整をして進めていくということが、結局は国民のための経済の運営だと、こうわれわれは見えておるわけですね、でなくして、また、これが行き過ぎて直ちに金融の引き締めだとか、財政投融資の引き締めだとか言われてきますと、皆さん方がりっぱな公約をなされても、結局、たちまち国民経済で国民が苦しむ、こういうことになるわけですね、十九億三千七百万ドルの手持ちがあるともいわれておる、中には自由円とか欧州のドルとかいふものも入っておるようですね、それはあまり当てにならないものもあるようですね、また四月以降、資本取引等においても、どうもだんだんと先行きが暗い、こう言われておるわけで、こうい

計画を持っておるかという点になりますと、そう騒ぐほどのものはないの、でございます。しかし、それも通産省の方に調整をしてもらいたいというのを申し出ておるのでございませうから、すでに設備過剰というふうなことがないように指導をしておるという段階でございませう。私は、別にこの問題を何か日銀の總裁と対抗的に争ったようなふうには伝えられておるはずけれど、もう、そういう真相ではない。それで設備拡張も少し半年ぐらいつづらしていくと、一ぺんにこれは集まって、そうしてそれが国際収支に一度に影響を与えたらという感じがしないように多少なぞえにずらしていった方がいいのじゃないかという意見もありましたから、それもいいたろう、いざにして、ただ国際収支が黒字だ黒字だといって黒字を楽しんでおるといふことは、それは空虚な楽しみであって、もう貿易が自由化すると一ころに参るようになら、ちゃんとどこをどうすればいいかという、それは、ちゃんとわかっている、だから、その合理化投資というものは絶対必要なんだ。だから、国際収支の黒字をただ空虚な楽しみにふけるということはこの際考え直さなければならぬ。そうしてほんとうに産業の実態と、それを強化して、そうしてさあ来いという態勢になって初めて日本の産業というものは、自由化した後においても健全に発達する、そういうことを忘れてただ黒字だ黒字だでやっていくことは意味がないということ、私は、このことに強調しており、きのうもそういう所見を申し述べたわけでありませう。そういう実情でございませう。

○田畑金光君 一つの間にか、通産大臣も池田総理みたいな考え方のようです、われわれは、これはしろうとですけれども、昭和三十三年、石橋内閣のときに、池田大蔵大臣の一千億減税、一千億施策、あのときのような形になりはせぬだろうか。結局、一番経済に自信を持って内閣を作られた池田さんみずから、かえって経済によって内閣を投げ出さなくちゃならぬ、こういうことになりはせぬだろうか、ということを実はおされておるわけで、杞憂であれば幸いでしょうが、ただ、その当時と今日とは、外貨の手持ちに非常に大きな違いがある、それはその通りでしょう。しかし、今お話のように、外貨を持っていても、持つだけでは意味がない。それもよくわれわれはわかりませうが、やはり経済のデリケートな推移を見守りながら、いかに強気であっても、やはり調整するのは調整をして進めていくということが、結局は国民のための経済の運営だと、こうわれわれは見えておるわけですね、でなくして、また、これが行き過ぎて直ちに金融の引き締めだとか、財政投融資の引き締めだとか言われてきますと、皆さん方がりっぱな公約をなされても、結局、たちまち国民経済で国民が苦しむ、こういうことになるわけですね、十九億三千七百万ドルの手持ちがあるともいわれておる、中には自由円とか欧州のドルとかいふものも入っておるようですね、それはあまり当てにならないものもあるようですね、また四月以降、資本取引等においても、どうもだんだんと先行きが暗い、こう言われておるわけで、こうい

計画を持っておるかという点になりますと、そう騒ぐほどのものはないの、でございます。しかし、それも通産省の方に調整をしてもらいたいというのを申し出ておるのでございませうから、すでに設備過剰というふうなことがないように指導をしておるという段階でございませう。私は、別にこの問題を何か日銀の總裁と対抗的に争ったようなふうには伝えられておるはずけれど、もう、そういう真相ではない。それで設備拡張も少し半年ぐらいつづらしていくと、一ぺんにこれは集まって、そうしてそれが国際収支に一度に影響を与えたらという感じがしないように多少なぞえにずらしていった方がいいのじゃないかという意見もありましたから、それもいいたろう、いざにして、ただ国際収支が黒字だ黒字だといって黒字を楽しんでおるといふことは、それは空虚な楽しみであって、もう貿易が自由化すると一ころに参るようになら、ちゃんとどこをどうすればいいかという、それは、ちゃんとわかっている、だから、その合理化投資というものは絶対必要なんだ。だから、国際収支の黒字をただ空虚な楽しみにふけるということはこの際考え直さなければならぬ。そうしてほんとうに産業の実態と、それを強化して、そうしてさあ来いという態勢になって初めて日本の産業というものは、自由化した後においても健全に発達する、そういうことを忘れてただ黒字だ黒字だでやっていくことは意味がないということ、私は、このことに強調しており、きのうもそういう所見を申し述べたわけでありませう。そういう実情でございませう。

うことを見たとき、やはり強き一本だけではないのじゃないだろうか、こういう感じをわれわれとしては持つておるわけですが、この点について、通産大臣の改めて所見を承っておきたいと思っております。

○國務大臣(権名悦三郎君) 私はむしろ強気じゃなくて弱気だと思っております。という事は、もう貿易自由化は絶対に、日本として今後われわれが世界経済に乗り出す上においても、日本の産業を守る上においても、これはもう絶対にやらなければならぬ。その際において、みすみす風の吹くのにまかされる木の葉のようにやられたのではとてもたまたまぬ、であるから、今のうちに相当合理化をして、そうしてそういう際の準備のために十分に体力を養っておかなければならぬ、そういう非常な心配をするものでございまして、その点を重視しなければならぬ。しかし、あまりそれに夢中になつて、そうして国際收支の均衡を根底から破つてしまつて、というやうなことをやつては、これはもちろん遺憾である。でありますから、ただ、そういうことのない限りにおいては、その面を相当に重視してもらいたいということをお説き願つておるわけでありまして、

は国会の予算審議が一段落したあと、対外援助問題も含めた抜本的な輸出振興対策を検討するつもりだ。たとえば輸出延べ払いの頭金を少なくするとか、期限を延長するなど条件緩和も対策の一つとなる。ドル為替変動幅の拡大も輸出振興策とからめて検討してみたい。という事を言われておりますが、これは当然主管大臣としての通産大臣が今一番頭をいたため、また頭をめぐらしておる問題点だと考えておりますが、先ほど申し上げたように、国際收支の悪化に伴つて、これがやはり解決する道は、輸出をどう伸ばすかという問題、その輸出を伸ばす条件もあるわけで、それにもかかわらず、輸出を伸ばさなければならぬという絶大な命題があるわけで、この点について、通産大臣としては、今後の輸出振興対策等については、どういう検討、対策のもとに進められようとするのか伺いたいと思つております。

○國務大臣(権名悦三郎君) この輸出振興対策は、地域によつていろいろやり方を変えていかなきゃならぬ。対米あるいは対カナダに対しては、やはりその輸出政策の基調は、何といつても、秩序あるいわゆる取引というものを、あくまで従来の方針を守つていくという事が必要であらうと思つていますが、他の地域、低開発等については、やはりプラント輸出でございまして、それに伴つて延べ払いの条件を緩和するということも、どうしてもこれは必要である。他の先進国の最近のやり方から見ましても、もうすでに五カ月や七カ月の延べ払いではとても対抗ができませんというやうな状況でございまして、

から、大蔵大臣がどういう機会において発表したのか知りませんが、大いに対外援助問題について抜本的にやるというやうなことは、これはもう通産省としては、まことに歓迎すべき言辭である、こう考えておるわけでございます。

その他ヨーロッパ方面に對しましては、何といつても、やっぱり経済外交が先行いたしました。そして日本の差別待遇、日本品に対する差別待遇を除去してもらう。そのためには、こちもやはりそれだけのことをしてやらなきゃならぬという事は、結局、自由化を筋書き通り実行するという事でございまして。まあ地域によつて各種各様、それからまた、物によつていろいろな政策を考へていかなきゃならぬ。また低開発國に對しましては、こちから売るものはあつても向こうから買つたものが無いというやうな場合も間々あるわけでありまして、そういうやうな場合には、向こうの原始生産物を買ひやすく、國際商品として取り扱ひいように、たとえば乾燥が不十分である場合には、乾燥の施設を一つ経済援助でやつてあげる、あるいはまた、どうしてもイランのやうに物が高い、いろいろなフレートの関係や何かの関係上もありまして、そういうやうな場合には輸出、輸入というものを調整いたしました。そしてその調整作用によつて、向こうの生産物を輸入する、こういうことによつて商權を拡大、維持するといふやうなことも考へていかなきゃならぬと思つてございまして。まあいづれにしても、一番大きな問題は、やはり延べ払い条件の緩和等、つまり低開発國に對しまして

は、金融的な準備態勢を固めてそしてこれに立ち向かうといふことにあるように思われます。

○田畑金光君 その点はこれでやめますが、ただ、実は産炭地域振興対策審議会、石炭鉱害対策審議会、これについて詳しくお尋ねしたい、こう思つておりましたが、一つずつだけお尋ねします。

産炭地域振興対策審議会、これを見ますと、存続期間三年といふことになつておりますね。当面どうするかといふのが大切な問題だと思つてございまして、三年間を審議調査して、もう三年後に対策を立てるにはお過ぎると、こう思つてございまして、前年の石井通産大臣ですか、本年度の予算が政府部内において、ある

いは与党との折衝の中で議論されてきたとき、産炭地振興事業団といふたし構想があつたと、こう思つてございまして。この審議会といふのは、やはり単なる調査審議でなくして、いろいろなことを「調査審議する」と書いておられますが、具体的に、事業団構想何か、そういうものでもつて仕事をやろうといふ考え方のかどうか。そうして炭鉱周辺の離職者等について、これを吸収し、雇用の安定あるいはまた、いろいろボタ山の処理とか、あるいは汚水の処理とか、こういうやうな仕事を實際やろうといふのか。その仕事をやるにしても、三年後のこの調査の結果、どんなに早くても三年間は無理だといふ、そういう考え方でこの審議会をこしらえておられるのか、これを第一に一つ明確にしたい。

第二の点は、石炭鉱害対策審議会、これが今度新しくできるわけですが、今まで臨鉱法その他で何百億の仕事をやつてこられたのか。さらに、すでに調査はなされておるはずで、一体何百億の工事を必要とするのか、この点です。それから、常磐炭田については、この臨鉱法の適用がないといふので、市町村等からは強く適用してくれといふ要望等もあるし、一方、炭鉱の側としては、できるだけ一つ実施を延ばしたい。もちろん、利害が衝突しますから、そういう意見になるのはこれは当然でございまして、この常磐炭田等についても、当然臨鉱法の適用といふものは考えられるやうなと思つてございまして、いつごろから適用しようといふお考えであるか。問題点だけ質問申し上げますので、一つ明確にお答え願つておきたいと思つております。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 第一番は、産炭地域振興のこの三年というものは、最長三年、これはもう非常に急がれておる問題でございますから、とりあえず、田中、あるいは裏門司等について、もうその振興方策というものが具体的に計画ができておることは、当該地方公共団体に起債ワックを与えて、そしてすぐ実行してもらおうことにしておるわけでありまして、その他の産炭地の振興計画、まだ十分に具体的にできておるわけでありまして、急いでその具体計画を作り、その端から実行をして参る。その実行の方法については、いろいろその具体計画に即応した方策が考えられるのでありますが、ただいまのところは、その当該地方の地方公共団体の起債ワック、これが一番手っ取り早い。その他の方法については、また逐次考えていきたいと考へます。

それから、この事業団の問題は、問題になりましたけれども、直接の審議会等において具体的に考へて、そして考へた結論に従っていかなる方策をとるかというものは、直接政府がやっつて、事業団というものを作って、そしてこれにやらせるということはない、こういうことで問題がさたやみになった次第でございます。

それから、産炭対策審議会の問題は、ちょうど来年の四月に現行法が切れまなすので、これをもろん継続してやらなければならぬ。やらなければならぬが、従来のようなやり方でこれをただ工事だけを延期するだけでは適当でないのではないかと、この際やはり産炭対策の対策として、もう少し掘り下げて考へ

える必要があるのではないか。そのために一年審議会を設けて、現行法が切れる前に、対策を十分に練って結論を出してみたい、こういうのでございませぬ。産炭の量は、すでに処理したものが七十億、それでまだ今後残つておるものが、二百六十億というのが累積された産炭として未着手のものが残つておる、こういう状況でございます。

それから第三点の臨鉱法の適用の問題につきましては、官房長からお答えいたします。

○政府委員(樋口誠明君) 常磐地区に對しては、臨鉱法を適用するということにつきましては、通産省といたしましては、できるだけこれを適用することによりまして、実は、ほかの九州あるいは中部等に比べて産炭の発生量が非常に多くなつておるため、今まで適用してございませぬでしたが、できるだけすみやかに適用したいというので、これは実は業界との話し合ひということが現行の法のもとに、現在では必要になつておるもので、この機構を作るようにということでは、さう指導いたしておる中でございまして、われわれといたしましては、産炭審議会を審議していただくというのと並行いたしまして、その地域の拡大ということについても早急に処理したいと考へております。

○山本伊三郎君 実は、ずいぶんたくさん質問を用意しておつたのですが、理事打合会の約束もありますし、顔を立てて二点だけ、一つ通産大臣に質問いたしますから、居眠つておるような答弁でなくて、はっきりとお答え願ひたいと思つております。しかも、この

二つの答弁によつて、この案に対する態度をきめたいと思つておりますから、その点一つ腹を据えて御答弁願ひたい。

一つは、まず最初に関連の問題でございます。きょう実は本会議で炭鉱災害についての決議案が上程され、通産大臣みづからそれに対する所信を述べられたのですが、この際一つこの委員会で具体的にこれに対する対策としてどう考へておるか、端的に一つその点の方法をまず述べていただきたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 今この防止対策に關しましては、關係各省の間に連絡會議を開いて、数次熱心に対策を協議しておる状況でありまして、大体この予算の繰り上げによつて、とにかく当面まかなつていく、保安の強化等につきましても、それから危険な山は、金融等の補助によつてこれをすみやかに是正するようにすると、どうしてもそれはいろいろな事情から困難な場合には、停止もやむを得ない、そこまですべても考へざるを得ないようでございます。その際の離職者対策といたしましては、十分に労働省とも連絡をとります。その対策に手落ちのないようになつて、この際一つこの委員会で具体的な案を作成中でございます。

○山本伊三郎君 これについては、いろいろ問題がありますが、きょうの決議案の問題ですから、もうすでにわかつておると思つております。これに對しては、再びこういうことのないように通産省において努力するのじやなく、それを絶滅を期するようにやつてもらいたい。これは希望です。

この次のやつが、一つの問題なんです。実は昨日だつたんですか、私が質問いたしましたその際にいろいろ答弁されたのですが、私がきのう尋ねたのは、いろいろ外郭から尋ねておつたので大臣もはっきり取れなかつたと思つてますが、実は私、審議会通过いたしました。いづゆる産業構造調査会の要するに問題ですが、この趣旨説明から見ると、やはり貿易・為替の自由化というものを前提にしてやられておる。本委員会に回つておる大蔵省の設置法改正案を見ても、主税局の税関部をこれを税関局に昇格させ、これは一連の池田内閣の関連性はこれは明白に取れるんです。しかし、われわれ、わが党としては、貿易・為替の自由化については、いろいろ問題があるということでは、賛成しがたい、こういう態度がはっきりしておる。従つて、これがこの趣旨説明の、大臣の昨日の答弁では、さうでないんだと、さういう意向があつたので、私は質問を一応打ち切つておりますが、最後の説明にもありますように、昭和三十八年度を一応の目的として、その前に貿易・為替の自由化計画を完成するという、これははっきりと表現されておらないけれども、さう受け取り得る問題があるので、この採決をする前に、通産大臣からさういうものを前提にはしておらない、昨日答へられたように、政策的には自民党がさういうことをやるということ、これは政治的に明らかであるけれども、これは審議会発足においてこれが前提であれば、われわれが貿易・為替の自由化を認めるのだという前提に立つことにはなるので、その点を明白にしつていただきたい。これが明白になればわれわれの態度はおのづからきまつてきますから、あまりだらだら言わぬで

は、私がきのう尋ねたのは、いろいろ外郭から尋ねておつたので大臣もはっきり取れなかつたと思つてますが、実は私、審議会通过いたしました。いづゆる産業構造調査会の要するに問題ですが、この趣旨説明から見ると、やはり貿易・為替の自由化というものを前提にしてやられておる。本委員会に回つておる大蔵省の設置法改正案を見ても、主税局の税関部をこれを税関局に昇格させ、これは一連の池田内閣の関連性はこれは明白に取れるんです。しかし、われわれ、わが党としては、貿易・為替の自由化については、いろいろ問題があるということでは、賛成しがたい、こういう態度がはっきりしておる。従つて、これがこの趣旨説明の、大臣の昨日の答弁では、さうでないんだと、さういう意向があつたので、私は質問を一応打ち切つておりますが、最後の説明にもありますように、昭和三十八年度を一応の目的として、その前に貿易・為替の自由化計画を完成するという、これははっきりと表現されておらないけれども、さう受け取り得る問題があるので、この採決をする前に、通産大臣からさういうものを前提にはしておらない、昨日答へられたように、政策的には自民党がさういうことをやるということ、これは政治的に明らかであるけれども、これは審議会発足においてこれが前提であれば、われわれが貿易・為替の自由化を認めるのだという前提に立つことにはなるので、その点を明白にしつていただきたい。これが明白になればわれわれの態度はおのづからきまつてきますから、あまりだらだら言わぬで

は、私がきのう尋ねたのは、いろいろ外郭から尋ねておつたので大臣もはっきり取れなかつたと思つてますが、実は私、審議会通过いたしました。いづゆる産業構造調査会の要するに問題ですが、この趣旨説明から見ると、やはり貿易・為替の自由化というものを前提にしてやられておる。本委員会に回つておる大蔵省の設置法改正案を見ても、主税局の税関部をこれを税関局に昇格させ、これは一連の池田内閣の関連性はこれは明白に取れるんです。しかし、われわれ、わが党としては、貿易・為替の自由化については、いろいろ問題があるということでは、賛成しがたい、こういう態度がはっきりしておる。従つて、これがこの趣旨説明の、大臣の昨日の答弁では、さうでないんだと、さういう意向があつたので、私は質問を一応打ち切つておりますが、最後の説明にもありますように、昭和三十八年度を一応の目的として、その前に貿易・為替の自由化計画を完成するという、これははっきりと表現されておらないけれども、さう受け取り得る問題があるので、この採決をする前に、通産大臣からさういうものを前提にはしておらない、昨日答へられたように、政策的には自民党がさういうことをやるということ、これは政治的に明らかであるけれども、これは審議会発足においてこれが前提であれば、われわれが貿易・為替の自由化を認めるのだという前提に立つことにはなるので、その点を明白にしつていただきたい。これが明白になればわれわれの態度はおのづからきまつてきますから、あまりだらだら言わぬで

は、私がきのう尋ねたのは、いろいろ外郭から尋ねておつたので大臣もはっきり取れなかつたと思つてますが、実は私、審議会通过いたしました。いづゆる産業構造調査会の要するに問題ですが、この趣旨説明から見ると、やはり貿易・為替の自由化というものを前提にしてやられておる。本委員会に回つておる大蔵省の設置法改正案を見ても、主税局の税関部をこれを税関局に昇格させ、これは一連の池田内閣の関連性はこれは明白に取れるんです。しかし、われわれ、わが党としては、貿易・為替の自由化については、いろいろ問題があるということでは、賛成しがたい、こういう態度がはっきりしておる。従つて、これがこの趣旨説明の、大臣の昨日の答弁では、さうでないんだと、さういう意向があつたので、私は質問を一応打ち切つておりますが、最後の説明にもありますように、昭和三十八年度を一応の目的として、その前に貿易・為替の自由化計画を完成するという、これははっきりと表現されておらないけれども、さう受け取り得る問題があるので、この採決をする前に、通産大臣からさういうものを前提にはしておらない、昨日答へられたように、政策的には自民党がさういうことをやるということ、これは政治的に明らかであるけれども、これは審議会発足においてこれが前提であれば、われわれが貿易・為替の自由化を認めるのだという前提に立つことにはなるので、その点を明白にしつていただきたい。これが明白になればわれわれの態度はおのづからきまつてきますから、あまりだらだら言わぬで

は、私がきのう尋ねたのは、いろいろ外郭から尋ねておつたので大臣もはっきり取れなかつたと思つてますが、実は私、審議会通过いたしました。いづゆる産業構造調査会の要するに問題ですが、この趣旨説明から見ると、やはり貿易・為替の自由化というものを前提にしてやられておる。本委員会に回つておる大蔵省の設置法改正案を見ても、主税局の税関部をこれを税関局に昇格させ、これは一連の池田内閣の関連性はこれは明白に取れるんです。しかし、われわれ、わが党としては、貿易・為替の自由化については、いろいろ問題があるということでは、賛成しがたい、こういう態度がはっきりしておる。従つて、これがこの趣旨説明の、大臣の昨日の答弁では、さうでないんだと、さういう意向があつたので、私は質問を一応打ち切つておりますが、最後の説明にもありますように、昭和三十八年度を一応の目的として、その前に貿易・為替の自由化計画を完成するという、これははっきりと表現されておらないけれども、さう受け取り得る問題があるので、この採決をする前に、通産大臣からさういうものを前提にはしておらない、昨日答へられたように、政策的には自民党がさういうことをやるということ、これは政治的に明らかであるけれども、これは審議会発足においてこれが前提であれば、われわれが貿易・為替の自由化を認めるのだという前提に立つことにはなるので、その点を明白にしつていただきたい。これが明白になればわれわれの態度はおのづからきまつてきますから、あまりだらだら言わぬで

は、私がきのう尋ねたのは、いろいろ外郭から尋ねておつたので大臣もはっきり取れなかつたと思つてますが、実は私、審議会通过いたしました。いづゆる産業構造調査会の要するに問題ですが、この趣旨説明から見ると、やはり貿易・為替の自由化というものを前提にしてやられておる。本委員会に回つておる大蔵省の設置法改正案を見ても、主税局の税関部をこれを税関局に昇格させ、これは一連の池田内閣の関連性はこれは明白に取れるんです。しかし、われわれ、わが党としては、貿易・為替の自由化については、いろいろ問題があるということでは、賛成しがたい、こういう態度がはっきりしておる。従つて、これがこの趣旨説明の、大臣の昨日の答弁では、さうでないんだと、さういう意向があつたので、私は質問を一応打ち切つておりますが、最後の説明にもありますように、昭和三十八年度を一応の目的として、その前に貿易・為替の自由化計画を完成するという、これははっきりと表現されておらないけれども、さう受け取り得る問題があるので、この採決をする前に、通産大臣からさういうものを前提にはしておらない、昨日答へられたように、政策的には自民党がさういうことをやるということ、これは政治的に明らかであるけれども、これは審議会発足においてこれが前提であれば、われわれが貿易・為替の自由化を認めるのだという前提に立つことにはなるので、その点を明白にしつていただきたい。これが明白になればわれわれの態度はおのづからきまつてきますから、あまりだらだら言わぬで

○国務大臣(椎名悦三郎君) 自由化を前提としておるということは申し上げません。また自由化を前提としておるということではないのであります。産業構造の高度化は、あくまで日本の産業それ自身のために絶対に必要である、こういう考へ方でございます。

○山本伊三郎君 それでは、はつきりしました。それでは、この説明のこの産業構造調査会において、貿易・為替の自由化計画が完了するというこれは一つの見途、三十八年というふうな見途を説明するためにつけた文言であつて、今、大臣言われたように、さういふものを前提としておらないということを確認してよろしいですね。

○国務大臣(椎名悦三郎君) よろしいでございます。

○委員(吉江勝保君) 他に発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(吉江勝保君) 御異議ないと思つてます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(吉江勝保君) 御異議ないと思つてます。

それではこれより採決に入ります。通商産業省設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございませう。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御意がないと認め、さよう決定いたしました。

これにて暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕